

滝川市発注の建設工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滝川市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量又は設計の委託業務（以下「建設工事等」という。）における請負人（以下「受注者」という。）の債権の流動化による資金調達の円滑化を図るため、受注者が滝川市（以下「発注者」という。）に対して有する完成工事等未収入金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）をするに当たり、発注者が契約書約款第5条第1項ただし書の規定に基づき行う承諾に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 債権譲渡の対象となる建設工事等は、契約書約款の規定に基づく引渡しが完了したものである。

(債権の譲受人)

第3条 債権譲渡に係る債権の譲受人（以下「譲受人」という。）は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関その他市長が特に必要と認める者とする。

(承諾要件)

第4条 発注者は、次の各号のいずれにも該当するときは、債権譲渡を承諾することができる。

- (1) 債権譲渡の目的が受注者の資金調達の円滑化に資するものであること。
- (2) 債権譲渡に係る債権が第2条に規定する建設工事等に係るものであること。
- (3) 債権譲渡に係る債権が第三者による差押え等を受けていないこと。
- (4) 債権譲渡に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (5) 債権譲渡に係る債権が既に譲渡されていないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、債権譲渡の承諾に不相当であると市長が認める事項に該当しないこと。

(譲渡債権額)

第5条 譲渡する債権の額（以下「譲渡債権額」という。）は、契約金額又は業務委託料の額から前払金（中間前払金を含む。）及び部分払金の支払額を控除した額（受注者の履行遅滞による違約金その他相殺すべき債務がある場合にあっては、これを相殺した後の額）の範囲内の額とする。

(債権譲渡の手続)

第6条 債権譲渡の承諾を依頼しようとする受注者は、譲受人の承諾を得て、債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式。以下「依頼書」という。）を発注者に提出するものとする。この場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者及び全ての構成員の連名より提出しなければならない。

2 発注者は、前項の依頼書の提出があったときは、依頼書の提出があった日の翌日から起算して滝川市の休日を定める条例（平成2年滝川市条例第19号）第2条第1項に規定する本市の休日を除いた5日以内に当該依頼に係る承諾をする旨又は承諾しない旨の決定をして債権譲渡承諾書（別記第2号様式）又は債権譲渡不承諾書（別記第3号様式）によりその2通を受注者（受注者が共同企業体であるときは、その代表者）に交付するものとする。

3 発注者は、前項の規定による承諾をする旨の決定をしたときは、債権譲渡整理簿（別記第4号様式）に当該債権譲渡の承諾状況を記録し、これを管理するものとする。

(譲渡債権額の請求及び支払い)

第7条 前条第2項の規定による承諾を受けた譲受人は、当該債権譲渡承諾書に記載された譲渡債権額を請求しようとするときは、受注者と債権譲渡に関する契約を締結した日以後に、支払請求書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて発注者に対して請求することができる。

(1) 債権譲渡承諾書の写し

(2) 債権譲渡に関する契約書等の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、当該受理した日から建設工事にあつては40日以内、建設工事に係る調査、測量又は設計の委託業務にあつては30日以内に譲渡債権額を支払うものとする。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。